

<令和8年度 募集要領> 三豊市省エネルギー設備導入等 支援事業補助金



三豊市では、中小企業者が実施する「省エネ診断」及び「省エネ設備」の導入等に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

エネルギー価格高騰対策及び温室効果ガス排出量の削減を図るため、積極的
にご活用ください。

○募集期間

令和8年5月1日（金）～ 令和9年1月15日（金）

※予算額の上限に達した場合は受付を中止します。

【予定件数】
20件程度

○補助事業の概要

対象事業者

- ・市内に事業所を有する中小企業者であること。
中小企業法第2条第1項に規定するもの。
個人事業主も対象です。
- ・市税等（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- ・本事業の補助金の交付を受ける経費について、国、他の地方公共団体
又は公共的団体等から補助金等を受けていないこと。
- ・補助事業者が暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。

補助対象経費

【省エネ診断】

診断費、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額

【省エネ設備の更新費用及び設備改良費用】

交付申請の日から前3年以内に、診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく省エネ設備の設計費・設備費・工事費（既存設備の撤去・処分費含む。）

補助率

補助対象経費の2/3（千円未満切り捨て）

補助上限額

100万円（市脱炭素経営認定事業者の場合は150万円）

事業期間

申請日 ～ 令和9年2月19日（金）まで（支払いまで完了していること）

お問い合わせ・書類提出先

三豊市 市民環境部環境衛生課 脱炭素推進室

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL：0875-24-8445

E-mail：kankyou@city.mitoyo.lg.jp

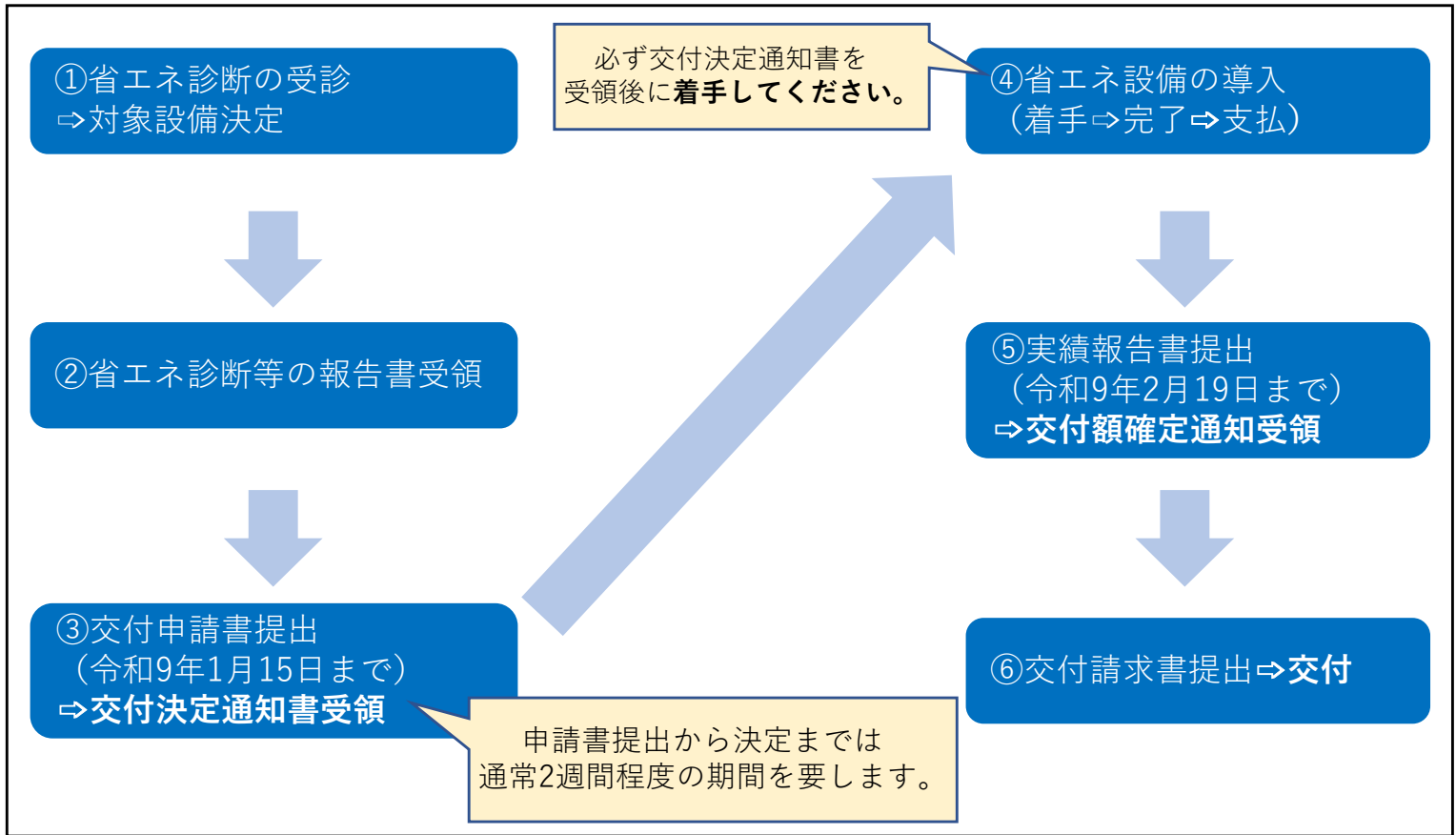
○対象となる省エネ設備の例

省エネ診断の結果に基づいて導入する次のような設備が対象です。

- (例) 既存の蛍光灯をLED化
既存の空調を高効率なものに変更 など

○申請の流れ

申請のフローについては次のとおりです。



○省エネ診断について

省エネ設備の導入は、事前に省エネ診断を実施し、その報告書に記載のある省エネ関係設備の導入を支援します。下記に記載の診断以外を受診する場合や過去3年以内に他の診断を受診された事業者は、事前に脱炭素推進室まで確認をお願いします。

問い合わせ先等	名称	詳細について	
(一社) 環境共創 イニシアチブ TEL0570-000-680	ウォークスルー診断	(HP) https://shoeneshindan.jp/	
	IT診断		
	伴走支援		
(一財) 省エネルギー センター TEL03-5439-9732	省エネ最適化診断	(HP) https://www.shindan-net.jp/service/shindan/	

○交付申請時の提出書類（提出書類のチェックにご利用ください）

【3】

☑	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書	様式第1号
<input type="checkbox"/>	事業計画書	様式第2号
<input type="checkbox"/>	収支予算書	様式第3号
<input type="checkbox"/>	収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し	省エネ診断の費用を対象経費とする場合には、省エネ診断の見積書等も添付すること。
<input type="checkbox"/>	診断実施機関の発行する省エネ診断の報告書の写し	
<input type="checkbox"/>	省エネ設備の導入を行う物件の概略図	配置図等、おおむねの配置が分かれば様式は問いません。
<input type="checkbox"/>	省エネ設備の導入を行う物件の現況カラー写真	対象設備が全て写っていること。複数枚可。
<input type="checkbox"/>	市税等（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類	市税完納証明書（市役所税務課で取得） ※発行から3ヶ月以内のものに限る。
<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明書 ※法人か個人か、本社が市内にあるかどうかで書類が異なります。	○本社が市内にある法人の場合 ・法人登記履歴事項全部証明書 ※発行から3ヶ月以内のものに限る ○本社が市外にある法人の場合 法人市民税の申告書及び納付書 ※直近のもの ○個人事業主の場合 個人事業の開業・廃業等届出書 ※税務署の受付印の押印されたもの又は、直近の確定申告書第一表の写し ※税務署の受付印の押印されたもの
<input type="checkbox"/>	誓約書	様式第4号
<input type="checkbox"/>	債権者登録申出書	登録がない場合
<input type="checkbox"/>	その他必要な書類	必要に応じて追加資料を求めることがあります。

○交付申請書類の留意事項

- ・補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して提出してください。
 - ・提出された申請書類は返却しません。申請書類は、写しを必ず保管してください。
- ※行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

○補助金交付決定

- ・補助金の交付決定は補助事業者及び補助事業を決定したもので、事業完了後の最終的な補助金交付額を決定・保証するものではありません。
- ・交付決定を受けた事業を変更・中止する場合は、変更承認申請書（様式第6号）により承認を受ける必要があります。

○実績報告時の提出書類（提出書類のチェックにご利用ください）

【4】

☑	提出書類	備考
☐	補助金実績報告書	様式第9号
☐	収支決算書	様式第3号
☐	補助対象経費に係る契約書の写し	契約書がない場合は、注文書及び注文請書の写し。 （省エネ診断においては請求書の写し）
☐	補助対象経費の支払いを証明する書類	請求書又は納品書及び領収書、銀行への振込依頼書又はオンライン振込の画面印刷。
☐	省エネ設備の導入に係る竣工図面	物件の概略図、配置図
☐	省エネ設備の導入状況を示すカラー写真	対象設備が全て写っていること。複数枚可。
☐	省エネ設備の導入に係る納品書の写し	型式が確認できるもの
☐	その他必要な書類	必要に応じて追加資料を求めることがあります。

○実績報告書の提出

- ・事業終了後、速やかに補助金実績報告書（様式第9号）に必要書類を添付して提出してください。
 - ・提出された実績報告書等に基づき、審査を経て、補助金額が確定します。
 - ・提出された報告書類は返却しません。報告書類は、写しを必ず保管してください。
- ※行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

○請求書の提出

- ・補助金額の確定後、補助金交付額確定通知書（様式第10号）を送付します。
- ・通知内容に基づき請求書（様式第11号）を作成し、提出してください
- ・請求書受領後、補助金を交付します。

○その他

- ・補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存する必要があります。
- ・国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施するほかの制度（補助金等）の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当機関に確認を行う場合があります。
- ・補助事業により導入された設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12号）を市に提出し、承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、交付した補助金の全部について返還しなければなりません。
- ・補助事業者は、補助事業により導入した設備の導入月の翌月から1年間、使用状況報告書（様式第14号）を提出しなければなりません。

＜令和8年度 募集要領＞

三豊市省エネルギー設備導入等 支援事業補助金 Q & A



1. 省エネ診断の受診は必須ですか？

必須の要件としています。申請の際には、省エネ診断の報告書を添付して提出していただきます。

なお、省エネ診断の実施にあたっては、導入する設備の型式で診断を行い、その報告書には当該設備の型式、CO₂削減量および費用削減額を記載してください。

2. 省エネ診断はどれくらい時間がかかりますか？

専門家が現地確認して報告書を作成します。1ヶ月～2ヶ月半かかることもありますので、お早めに手続きをお願いします。

3. 省エネ診断は無償で受けられますか？

有料です。各診断により料金は異なりますので、各機関のHP等からご確認ください。
なお、診断費用も補助の対象経費となります。

4. 複数の省エネ診断が提示されているが、どの診断を受ければよいですか？

市の提示している診断であれば、どの省エネ診断を受けられても問題ありません。

掲示している診断機関以外の診断を受ける場合や過去3年以内に他の診断を受けた方は、脱炭素推進室までご確認ください。

5. 市脱炭素経営認定事業者とは何ですか？

令和7年度から市内の中小企業者による脱炭素経営の促進を目的とし、「脱炭素事業者認定制度」を開始しています。

自社の前年度の二酸化炭素排出量を算定し、2030年度までの削減目標を設定するとともに、その達成に向けた具体的な計画策定して市へ申請してください。市が申請内容を審査し、適当であると認めた場合、「脱炭素経営事業者認定証」を交付します。

また、認定事業者となった場合は、本補助金の上限額が従来の100万から150万円へ加算されます。

認定制度の詳細については市ホームページをご確認ください。



市ホームページはこちら

5. 物件の概略図とは何ですか？

建物内のどの部分に設置するものかが分かるものを提出してください。

平面図等があればその写しに設置場所を記載してください。

無い場合は、概ねの建物の形状、設置個所を示していただければ様式等の指定はありません。

6. 写真はどのように撮影したらよいですか？

交付申請時には、現行の設備を撮影してください。実績報告時は補助事業で設置した新しい設備を撮影してください。

設備については補助対象としている設備全てを漏れの無いように撮影してください。

なお、実績報告時においては、物件の概略図の設置数＝写真の設置数＝納品書の設置数の一致を確認し、概略図、写真及び納品書に設備ごとの番号を付してください。

7. 交付決定を受けたがいつまでに報告すれば良いですか？

設備導入及び支払いまで完了させたいうえ、令和9年2月19日（金）までに実績報告書をご提出ください。